

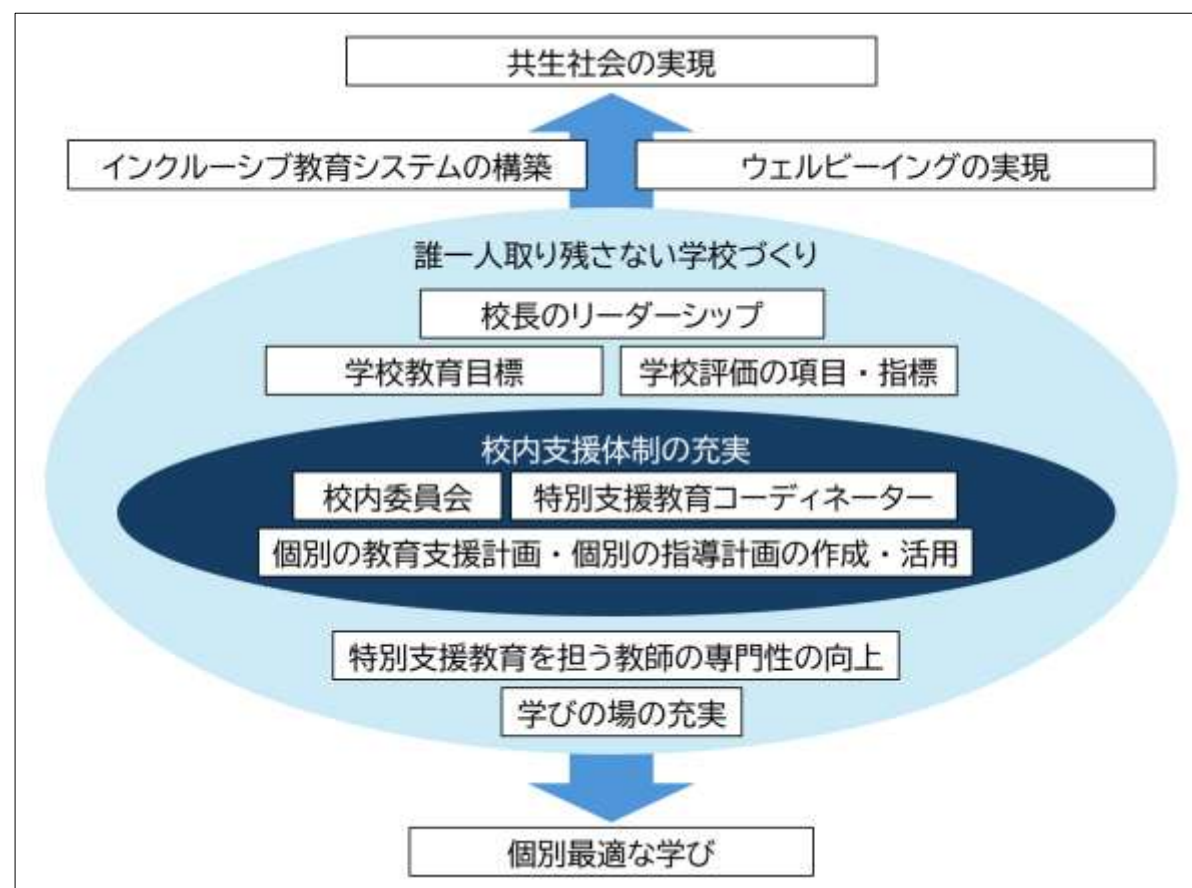
3 学校経営

誰一人取り残さない学校づくり

第4期教育振興基本計画（令和5年～令和9年：令和5年6月16日閣議決定）では、「めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして社会全体のウェルビーイングの向上」を目指し、その基本的な方針の一つとして「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が示されています。

「誰一人取り残さない学校」を実現するため、学校には、子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの保障を行うこと、合理的配慮の提供やユニバーサルデザインの視点による授業改善を継続すること、さらに、家庭・地域・医療・福祉など多様な関係機関との連携を深めながら支援体制を整えていくことが求められています。こうした取組を学校全体として持続的に進めるためには、学校経営において、特別支援教育の理念を学校教育目標に位置付けるとともに、校内支援体制が機能的に運営される仕組みを整えることが大切です。また、校内委員会や個別の教育支援計画等の作成・活用、合理的配慮の提供が形式的な運用にとどまらず、実際の教育活動に反映されているかを点検するためのPDCAサイクルを確立することが大切です。その上で、教職員が専門性を高めながら協働して支援に当たる体制を整えることや、関係機関との連携を組織的かつ計画的に行うことが求められています。

さらに、「誰一人取り残さない学校づくり」は、子ども一人一人の教育的ニーズを丁寧に把握し、必要な支援や環境を整えることを前提としています。全ての子どもが安心して学習に参加できるよう、多様な学び方を尊重した環境を整えることは、子どもが自分に合った方法で学習を進め理解を深めたり、学習に主体的に関わったりするための基盤となり、個別最適な学びの実現につながります。



関連する通知等

第4期 教育振興基本計画

令和5年6月16日 閣議決定 文部科学省

キーワード：共生社会の実現 / インクルーシブ教育システムの構築
ウェルビーイングの実現 / 誰一人取り残さない学校づくり
校長のリーダーシップ / 校内支援体制の充実
特別支援教育コーディネーター
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
特別支援教育を担う教師の専門性の向上 / 個別最適な学び

Ⅱ 今後の教育政策に関する基本的な方針

コンセプト

- (1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

5つの基本的な方針

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

- 一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常的教育活動に取り入れていく必要がある。
- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壌として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。そのためには、子供のみならず大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となる必要がある。加えて、これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要である。

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

○特別支援教育の推進

- ・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- ・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、自校通級や巡回指導の促進など通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。
- ・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。

[教育振興基本計画（本文）](#)



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

令和5年3月13日 文部科学省

キーワード：校長のリーダーシップ / 学校教育目標 / 学校評価の項目・指標
校内支援体制の充実 / 校内委員会
特別支援教育コーディネーター
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

特別支援教育に関する校内支援体制の充実

全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。その上で、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となる。

あわせて、校長は特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らも特別支援教育や障害に関する理解や認識を深めるとともに、自身のリーダーシップを発揮して、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当教師等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任等を支えることができるよう、校内支援体制の更なる充実を図ることが必要である。

<具体的な方向性>

- 校長は、学校教育目標等において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、学校評価の項目・指標を必ず盛り込むこと。
- 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で組織的に対応する校内支援体制の確立を図るとともに、その中心となる校内委員会の在り方について再点検する必要がある。
- 校内委員会は、調査結果*を踏まえ、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒を幅広く支援の対象とするとともに、当該児童生徒がどの程度の支援を必要としているのかを把握し、通常の学級の中でできうる方策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくことを求める。
- 校長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付け、校内委員会においてその役割を十分に果たせるよう体制を整えるとともに、専門性の確保にも努める。
- 通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の教育的ニーズを踏まえ適切な指導や必要な支援を充実させるためには、これらの児童生徒が通級による指導の対象となっていない場合であっても個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用を進める。
- 学校に恒常的に助言や支援がなされるよう、専門家等と学校との双方向での連携強化を図る必要がある。

*「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果 令和4年度 文部科学省

[通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告](#)



「校内委員会は、何でも相談できる教職員組織であり、定期的な情報交換の場であることが重要だと考えています。」



「生徒の様子や困りごとなどを早期に発見するために、教職員間の意識や情報共有を大切にしています。」



「トラブルが生じたとき、記録を取っておくことや、それを教職員間で共有しておくことが、問題の分析やその後の対応のためにとっても大事だと思っています。」

生徒指導提要
令和4年12月 文部科学省
キーワード：校内支援体制の充実 / 校内委員会 特別支援教育コーディネーター
第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 13.1.4 学校における組織的な対応 (1) 校内の支援体制 発達障害を含む障害等に対する特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援については、校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討します。校内委員会及び特別支援教育コーディネーターの役割については、平成29年3月に作成された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」にまとめられています。

文部科学省『生徒指導提要』



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 令和3年1月26日 中央教育審議会答申
キーワード：特別支援教育コーディネーター 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用 特別支援教育を担う教師の専門性向上 / 個別最適な学び
第I部 総論 3 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿 ○全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、

子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。

- 基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。
- 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。
- これからの学校においては、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる。

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ①全ての教師に求められる特別支援教育に関する門性
 - 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。
 - また、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。
 - このため、管理職や特別支援教育コーディネーター等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要である。また、特別支援教育に学校全体で取り組む観点から、管理職の資質向上は急務であり、管理職向けの研修機会や内容の充実が強く求められる。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 中央教育審議会（答申）【本文】



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

平成 29 年 3 月 文部科学省

キーワード：校長のリーダーシップ / 校内支援体制の確立 / 校内委員会
特別支援教育コーディネーター
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
特別支援教育を担う教師の専門性向上

3 部 学校用

＜チームとしての学校全体で行う特別な支援＞

平成 27 年 12 月 21 日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

- ①個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ②生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

○校長用

特別支援教育を柱とした学校経営

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

校内委員会の設置と運営

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。

特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

校長は、学校内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、校務分掌に位置付けて特別支援教育を推進します。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理

校長は、学校内での個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を進めるとともに、適切に管理します。

教職員の理解推進と専門性の向上

校長は、学校内での研修を実施したり、教職員を学校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努めます。

教員以外の専門スタッフの活用

校長は、必要に応じて以下のような教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保します。

- 特別支援教育支援員
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 医療的ケアを行う看護師、就労支援コーディネーター等

保護者との連携の推進

校長は、各学校それぞれの実態に応じて、全ての保護者に対して、特別支援教育に関する理解を図るとともに、保護者と協働で支援を行う体制を作ります。

専門家・専門機関との連携の推進

校長は、教育委員会が配置・設置する専門家等や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を推進します。

進学等における適切な情報の引継ぎ

校長は、個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする児童等の支援内容を進学先へ適切に引き継ぎます。

[発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン](#)



キーワード：学校評価の項目・指標 / 特別支援教育コーディネーター
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

【参考 2-1】評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

教育課程・学習指導

○各教科等の授業の状況

- ・ティームティーチング指導などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況

○教育課程等の状況

- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達段階に即した指導に関する状況
- ・児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・幼小連携、小中連携、中高連携、高大連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況

特別支援教育

- ・特別支援学校や特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の状況
- ・医療、福祉など関係機関との連携の状況
- ・校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名や校内研修の実施等、特別支援教育のための校内支援体制の整備の状況
- ・個別の指導計画や教育支援計画の作成の状況

教育環境整備

○施設・設備等

- ・設置者と連携した多様な学習内容・学習形態などに対応した整備の状況

○教材・教具等

- ・設置者と連携した教材・教具・図書の整備の状況
- ・設置者と連携した学習・生活環境の充実のための取組状況

学校評価ガイドライン



「教育計画の重点目標の中に、「分かる喜び、共に育つ喜びを実感できる授業の実践（特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり）」を設定しました。」



「学校評価については、市の統一様式の中に、特別支援教育の項目があります。」

校長先生の声



「校内支援体制をより機能させるために必要なこと」

「チームワーク、フットワーク、ネットワークの3ワーク。」

「学級担任や養護教諭等、実際に困難さを感じている児童と関わっている教職員が相談できる体制づくりと、相談後に対策を実施できる体制が必要です。」

「キーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会を年間行事予定に入れて、生徒の実態把握、支援内容の検討を行うことです。全校体制で支援することや関係機関との連携が必要です。」

「教職員間の協力と良好な雰囲気が不可欠です。関係機関との連携強化も必要です。校内や幼保小中連携のみならず特別支援教育コーディネーターの他校との横のつながりも大切です。」

「校長が特別支援教育を推進し、リーダーシップを発揮する。学校の教育計画の中に特別支援教育について基本的な考え方や方針を明確に位置付けることです。」

「定例の職員会等で、全教職員での共通理解の時間を設定しています。」

「専門家チームからのアドバイスです。町主催のケース会議で、保健福祉課、こども支援課、放課後等デイサービス等の関係者と連携しています。」

「専門的知識や経験のある方を校内研修会等に招いて、支援の在り方や最新の情報提供などをしていただき、共通理解・実践できる校内支援体制を構築していくことです。」

「特別支援教育の視点に立った学級経営や子ども理解を深めるために必要なこと」

「特別支援教育の視点からどのような学校を目指すか、どのような児童を育てるか、そのためにどのような取組を進めていくかを、校長が教育計画に明確に示すことです。」

「第一に、全教職員が、困っている生徒の気持ちに寄り添う意識を共有することです。次に、校内の体制を整備することです。」

「できて当たり前の感覚ではなく、誰にでもある苦手、困難さをどうキャッチできるか、そのアンテナの張り方が大切だと思います。」

「研修に尽きます。毎年、特別支援教育スーパーバイザーが来校し、児童の実態や教師の指導に関する研修を実施していますが、具体性があり大変有意義です。」

「様々な学校で取り組んでいる特別支援教育に関する実践例を学ぶ機会（研修）が必要であると考えます。また、特別支援教育の視点に立った学級経営に関するガイドや手引きなどがあれば、参考になると思います。」

「できないことを児童のせいにはしないことです。」

